

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (Ⅷ)— 下関市動物愛護管理センター（動物ふれ愛ランド下関）の紹介

山縣純次[†]（下関市動物愛護推進協議会長）



1 はじめに

山口県下関市は、本州の最西端に位置する人口30万人の中核市である。

瀬戸内海、東シナ海、日本海と三方を海に囲まれ豊かな自然と歴史に恵まれた海峡都市である。河豚、あんこう、鯨など水揚げ日本

一の水産都市でもある。

下関保健所は、都道府県、地方自治法に定める指定都市、中核市その他の政令で定める市または特別区が設置することとされており、下関市の場合は中核市として、保健所を設置している。

昭和19年10月、山口県の保健所拡充計画により、県立保健所が下関市に設置された。

昭和23年6月、保健所法施行令により、県立保健所が本市に移管され、下関保健所となり、昭和25年4月、A級保健所に昇格された。

平成21年4月、下関市動物愛護管理センターができるまでは、保健所総務課普及係が、狂犬病の予防・動物愛護・動物管理所の管理運営・野犬の捕獲並びに犬及び猫の引取り業務を行っていた。

2 下関市動物愛護管理センター「愛称：動物ふれ愛ランド下関」の概要

本センターは、豊かな自然に囲まれた下関市勝山地区の一角に位置する施設である。

(1) 設立の目的

近年、犬や猫などの動物を飼う家庭は年々増加し、人と動物との関わりはますます深くなっている。

家庭動物は単なるペットではなく、家族の一員、人生のパートナーとしてやすらぎや癒しを与えてくれている。

しかしながら、人との関係がより多様かつ密接になる一方で、動物虐待、人の生活環境侵害、動物由来感染症等の問題も多発している。

また、飼育知識や愛情のない一部の飼い主が無計画に繁殖させてしまったり、安易に飼育放棄したりすることで、数多くの動物が行き場をなくし、結果的に行政が収容せざるを得なくなるような例も後を絶たない状況である。

「動物愛護管理センター」は、これら種々の問題に的確に対応し、人と動物が共生できる明るい社会づくりを進めていくための拠点施設とし建設された（図1）。

(2) 経緯

狂犬病予防対策のために、昭和47年に建設された市保健所の犬抑留施設は老朽化が著しく進んでいたことや、引き取られた犬猫の殺処分等は山口県へ委託していたが、平成17年10月の中核市への移行に伴い、中核市の責務として、自らが直接、殺処分に携わることとなった。

これに伴い、抑留・殺処分・焼却の一貫性を備えた施設の必要性が課題となっていた。

また、併せて、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発の推進を図る目的で、平成18年下関市動物愛護施設（仮称）整備基本計画及び平成19年下関市総合計画において、市民のあいだに動物を愛護する意識を広め、生命尊重、友愛及び平和についての情操を育むとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図るため、動物愛護管理センターの整備構想がうちだされた。

(3) 施設の建設

ア 着工

事業期間：平成17年度～平成21年度

工 期：

（管理棟）平成20年3月27日～平成21年3月19日

（愛護棟）平成20年3月27日～平成21年3月19日

（特殊機械）平成20年6月16日～平成21年3月19日

イ 完 成：平成21年3月19日

ウ 総事業費：約9億6千万円（そのうち造成費を含む施設の建設費は、約8億2千万円）

(4) 施設概要（表1）

ア 敷地面積：5,796.28m²

イ 規模及び構造：

[†] 連絡責任者：山縣純次（山縣獣医科病院）

〒750-0014 下関市岬之町8-13 ☎083-231-5460 FAX 083-231-5462

藤永眞善美（下関市動物愛護管理センター）

〒751-0887 下関市大字井田 ☎083-263-1125 FAX 083-256-6950 E-mail: nkdoublet@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

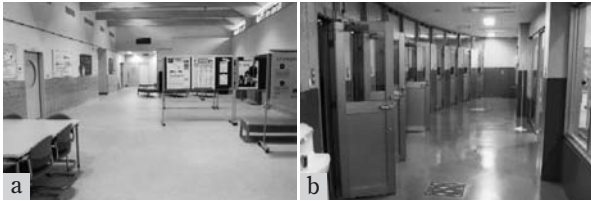


図1 下関市動物愛護管理センター(動物ふれ愛ランド下関)

- a 多目的ホール
- b 見合い室
- c 見合い室では、センターの譲渡犬(猫)と直接ふれあうことができる。
- d 治療室
- e 捕獲した犬は、冷暖房完備の個室に抑留される。

(ア) 動物愛護棟

愛護棟には、多目的ホール、図書コーナー、研修室、ふれあい動物サークル、グルーミング室、治療室、ボランティアスペース等が設置されている。

多目的ホール(図1a)、図書コーナー及び研修室では、市民が適正飼養をはじめとした動物愛護の情報を学ぶことができる資料の展示や学習会などを行う。

屋外のふれあい動物サークルでは、命の大切さを学ぶためのふれあい方教室や犬が家族の一員として幸せな暮らしを営むためのしつけ方教室などを行う。

また、殺処分数減少のために定期的な譲渡会の実施、保護期間の延長、ホームページの活用などを行い、さらに譲渡前講習会や飼い主への面接、譲渡後の飼養状況調査などを通じ適正な飼い主としての教育を行っている。



図2 動物慰霊碑

表1 施設の概要

	構造・規模	室名	用途
愛護棟	鉄工造 平屋 延床面積： 708.61m ² 建設費： 1億5千万円	多目的ホール・見合い室・譲渡猫舎・グルーミング室・処置室・研修室・ボランティア室	動物愛護と適正飼養の啓発・各種教室、譲渡犬猫の飼育
管理棟	地階 鉄筋コンクリート 1階 鉄骨造 延床面積： 592.04m ² 建設費： 1億6千万円	受入室・犬舎・猫舎・譲渡動物舎・隔離動物舎・処分室・麻酔剤回収室・コントロール室・焼却室	犬猫の保護・収容・処分・焼却
ふれあいサークル	鉄骨造 平屋 132.73m ² 建設費： 2千3百万	ふれあいサークル	動物とのふれあい等

譲渡用動物やふれあい動物に関しては、快適に生活できるように愛護棟内に専用の飼養施設(図1b, c)やグルーミング室を設置している。さらに治療等が必要な動物は治療室(図1d)において治療を行う。

ボランティアスペースは「下関市動物愛護推進員」「下関市動物愛護推進協議会」を中心としたボランティアとの市民協働の拠点として活用し、官民一体となって動物愛護の推進を行う。

また、動物の適正飼養啓発・研修会を、広く市民へ実施するほか特に、これからの社会を担う子供たちへ、教育の現場と連携し開催するなど予定し(年齢層に応じて)「命の教室」を実施している。

そのほか、「職場体験」などを幅広く受け入れ、動物と人との関係について実習を通じ経験していただき、市民の皆様が、動物の愛護啓発部隊となっていただけるような取り組みについて実施している。

(イ) 動物管理棟

管理棟は動物の保護、抑留、殺処分、焼却を行う

施設である（図1e）。

保護、抑留、殺処分のための設備は、動物にとって快適な環境となるように、特に、やむをえない殺処分については、動物にとって苦痛のない世界初の取り組み「吸入麻酔剤リサイクル手法」を導入した。

管理棟は、「命の教室」の生きた教材として、積極的に市民へその現場を見学してもらっている。

（ウ）動物慰霊碑

殺処分された犬猫や、家族の一員としてともに過ごした犬や猫などのペット、自己や災害などで亡くなった動物たちに対し、安らかに眠ってほしいと祈る場所として、動物慰霊碑を設置している（図2）。

例年、動物愛護週間中に行う動物ふれあいフェスティバルの中で行っている動物慰霊祭では、多くの参列者の方々が、それぞれの想いを胸に慰霊碑に献花をされている。

3 下関市動物愛護管理センターの主な事業

（1）「命の教室」開催

下関市動物愛護管理センターでは、今年度より、人の都合により奪われる犬や猫の命の現状を通して、「他者を思いやる心～あなたも私もたった一つの命～かけがえのない存在であることを醸成させる、「命の教室」を開催している。

ア 目的

現在のセンターでの業務や犬猫の引き取り・処分の現状を伝え、理解してもらうことにより、一人一人が、人と動物の共存について考えとともに、生命の大切さについて考える機会とする。

イ 内容

現在のセンター業務や猫の引き取り・処分の現状をスライドを用いて説明する。特に高学年（小学校6年以上）では、全国の動物愛護管理センター等で処分される犬・猫の実情についてのビデオ上映を加えて、現状の理解を深める。

また、副題材としてジム・ウイルス原作・石黒謙吾著「どうして」（人間の都合により殺処分される犬からの問いかけ本）の読み聞かせを実施し、一人一人が人と動物の共存や「命の重さ・大切さ」について考える契機としてアンケートによる問いかけを行う。

内容は、受講年齢に応じ、学校側の意見を聞きながら調整する。

ウ 時間

授業時間で、1時限分程度（時間については要望に応じて調整する。）

エ 場所

申し込まれた学校に出前授業を行う。また下関市動

物愛護管理センターでも受講も可能である。（60名程度まで）

オ 対象・人数

小学校低学年、中学生、高校生を対象とし、小学校低学年は30名（1クラス）程度、その他は3クラス程度。

カ 講師

下関市動物愛護管理センター職員（獣医師）

キ アンケートの内容

①「どうして」の読み聞かせに対する子供たちへの問いかけ

「あなたが飼い犬だったら、飼い主の子どもだったらどう考えますか」、「あなたが保健所の獣医師だったらどうしますか」、「あなたがこれからできることは何ですか」等

②アンケートの活用

学校の希望に応じて、学校への授業等で活用できるようコピーを渡している。

（2）下関市開業獣医師会との連携事業

ア 狂犬病予防注射と登録業務

センターでは、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、狂犬病予防法第4条、第5条に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射業務を円滑に推進する。

犬の登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付については、犬の所有者が動物愛護管理センターへ交付を受けに行く煩雑を避けるため、下関市開業獣医師会の協力により、各動物病院で交付を受けることができるようにしている。

また、市と下関市開業獣医師会は狂犬病予防注射の集合で行う注射の実施について協定を結び、狂犬病予防注射の集合注射を実施し、実施率の向上に努めている。

イ 動物の飼養相談及び負傷動物保護業務

動物を適正に飼養するための飼い主への助言、飼い主が不明な負傷動物の応急処置については、下関市開業獣医師会に委託している。

ウ 不妊手術推進

犬及び猫の不必要な繁殖による近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、市民による犬及び猫への避妊手術の実施を奨励し、その負担の軽減を図るため、市は犬・猫の避妊手術助成金を交付している。

（3）譲渡事業

センターでは、犬猫の殺処分頭数を減少させる取り組みとして、捕獲、引き取りした犬猫の中から、犬等の譲渡のための基準に適合したものを、市民等に譲渡している（図3）。

譲渡の際は、譲渡前講習会において、面接、審査を行

い、適当と認められた者に対して譲渡を受ける資格を有する譲渡前講習会修了証を交付している。

現在、犬猫の譲渡会及び譲渡前講習会は月3回実施している。

(4) 動物取扱業への指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」により、業として動物の販売、保管、貸出、訓練、展示を行う場合は、動物取扱業の登録が必要となる。

センターでは、動物取扱業の登録、監視指導、動物取扱責任者への研修を行っている。

市内には約50軒の動物取扱業の登録があり、センターでは適宜、動物の管理状況の調査、指導等を行っている。

(5) 動物ふれあいフェスティバル

センターでは、広く市民に動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、下関市開業獣医師会及び下関市動物愛護推進協議会と共催で、例年、動物愛護週間中の9月23日（秋分の日）に、下関動物ふれあいフェスティバルを開催している。

フェスティバルでは、犬の永年飼養者表彰（登録した犬を15年以上狂犬病予防注射を受けているもの）、児童絵画表彰、犬猫の譲渡会、動物慰霊祭、ミニ動物園、犬のしつけ教室（図4）、クイズラリー等、児童絵画展、下関開業獣医師会による動物なんでも相談、犬の血液検査（生化学検査など）を無料で希望者に実施している。

(6) 処分業務（吸入麻醉剤リサイクルシステム）

当施設では吸入麻醉剤による安楽殺処分を行っている。



図3 月に3回譲渡会を実施



図4 下関動物ふれあいフェスティバル2010

左から、犬猫の譲渡会、動物慰霊祭、ミニ動物園、犬のしつけ教室

やむをえない動物の処分方法については、現在国内の多くの施設で炭酸ガスによる方法をとっているが、致死過程の中で苦悶状況を呈することがあるとの見聞があることから、動物にとって、より安楽な方法について検討した。その結果、吸入麻醉剤による処分方法が炭酸ガスに比し動物に対する苦痛が大きく軽減され、かつコスト面についても麻醉剤を「再利用」する、「吸入麻醉剤リサイクルシステムによる手法」という、この世界で初めての方法を施設整備とともに導入した。

この手法の特徴は以下のとおりである。

ア 人への配慮

従事職員への高い安全性、精神面負担の軽減化、低コストセボフルランなどの麻醉剤は常温保存で危険性が無い。

また、致死行程において動物に苦痛がなく、精神的負担が軽減化される。かつ、再利用により、低コスト化が可能である。

イ 動物への配慮

動物は苦痛がない。人の医療上でもっとも使用される吸入麻醉剤（セボフルラン）を用いた、苦痛の無い手法である。

ウ 環境への配慮

地球温暖化物質を回収し再利用する。

なお、この「動物の処分方法および装置」について平成20年9月に特許が確定した。（特許番号4191726号）システムの概略は以下のとおりである（図5、6）。

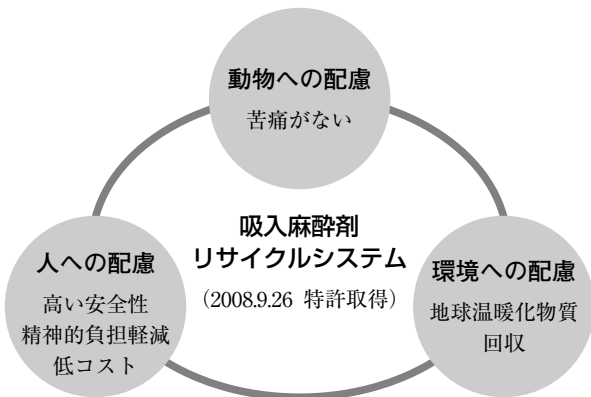
処分の対象となる動物に、動物用処分装置から液化回収された吸入麻醉剤（セボフルランを主とした）を吸入させ（図7～10）、収支、酸欠状態にならない酸素濃度を保ち、かつ、吸入麻醉剤濃度をコントロールしながら（苦悶苦痛のない状況において）麻醉下（体動の消失、意識の消失確認）におき、一定時間保留後心停止を確認する。

その後、余剰麻醉剤（ガス状）を液化回収する。

水封貯留した回収麻醉剤は、繰り返しこのシステムにおいて使用可能となる。

吸入麻醉剤の液化回収装置は実験室レベルでほぼ100%の回収率が確認された（現在国内5大学付属病院

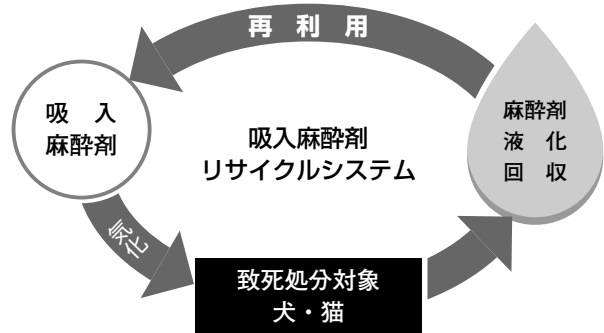
下関市では管理上やむをえない動物の致死方法として、**吸入麻酔剤（主成分：セボフルラン）再利用法**を取り入れます。



＜研究発表過程＞

- 1 平成20年全国動物管理関係事業所協議会（2008.2.30）
- 2 第44回中国地区連合獣医師大会（2007.10.08）
- 3 45回山口県獣学会（2007.8.26）
- 4 平成17年度日本獣医師会学会年次大会 公衆衛生部門（2006.3.18）

図5 下関市～世界初～新しい「動物致死処分方法」の開始「下関市動物愛護管理センター」（2009年4月稼働）



詳細

- ① 処分対象動物に、動物用処分装置から液化回収された吸入麻酔剤（主としてセボフルラン）をガス状で吸入させる。終始、酸欠状態にならない酸素濃度を保つ
- ② 動物が苦悶苦痛を呈しない状況下で麻酔下（体動消失、意識消失）におき一定時間後に心停止を確認する。
- ③ その後、余剰吸入麻酔剤（ガス状）を液化回収する。
- ④ 回収された吸入麻酔剤は水封で貯留し再利用する。
- ⑤ 吸入麻酔剤は液化回収装置から大気中に出さない（クローズドシステム）特許取得装置を用いる。
- ⑥ リサイクルシステム設備工事費：約1億円（処分装置を除く）

図6 吸入麻酔剤リサイクルシステム



図7

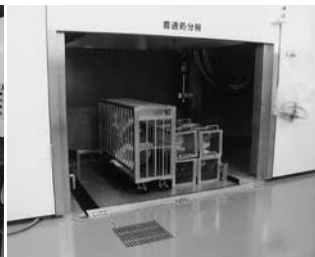


図8



図9



図10

図7 処分室では吸入麻酔剤による犬猫の殺処分を行う。処分機は大型犬用の大型処分機と中型犬用の普通処分機の2機を設置している。殺処分のための一連の操作は左奥のコントロール室で行われる。殺処分完了後、吸入麻酔剤は奥の麻酔回収装置で回収される。

図8 殺処分対象の犬猫は、シャトルと呼ばれるケージに入れた後、処分機内に移動する。

図9 吸入麻酔剤は麻酔剤急速気化装置で気化され、処分機に供給される。

図10 殺処分完了後、気体、吸入麻酔剤は麻酔回収装置で液化回収される。

にて稼働中）特許取得済み（地球温暖化物質回収）の装置を用いるため、低コスト化の実現につながった。

処分される動物を発生させないように取り組むことは当然のことであるが、やむをえず殺処分される動物数がゼロになるその日まで、可能な限り我々人間が動物や環境へ配慮できる努力は継続すべきであり、その一つの分野である。この下関市方式について、全世界へ情報発信したいと考えている。

(7) その他の事業

ア ふれあい教室—犬や猫と仲良くするために—

(ア) 開催日：毎週土・日曜日及び春・秋・冬休み期間

(イ) 時間：

① 午前（10：00～11：00）

② 午後（14：00～15：00）の1日2回（団体（幼稚園、保育園、小・中学校等）は事前に相談）

イ 犬のしつけ方教室—動物との楽しく幸せな生活を—

(ア) 講師：しつけ専門のインストラクターなど

(イ) 受講料：無料

(ウ) 申し込み：センターで電話受付

ウ 動物（ペット）に関する苦情・相談

獣医師会、動物愛護推進員、センターで受け付けている

エ 動物愛護管理法、狂犬病予防法に関する業務全般

4 その他の下関市の動物愛護活動等

(1) 下関市動物愛護推進協議会、設立、経緯、活動

市は、動物の愛護及び管理に関する法律第39条に基づき、「下関市動物愛護推進協議会」を設置している。

協議会の設置目的は、「市民が一体となって命について考え、人と動物が共生できる明るい社会づくり」であり、協議会として、動物愛護推進員の委嘱の推進、活動の支援、動物愛護精神の普及啓発等を行っている。

現在の協議会は平成19年度に設置した第1期下関市動物愛護推進協議会に引き続いて第2期目である。

委員は、下関市開業獣医師会、各動物愛護団体、下関市海洋科学アカデミー、市内幼稚園、小学校、中学校など学校関係者から推薦のあった9名の方々と教育委員会、保健部長を加えた11人が委嘱されている。

(2) 下関市動物愛護推進員の活動

市は、動物の愛護及び管理に課する法律第38条第1項の規定に基づき、地域における犬猫等の動物の愛護の推進を図るため「下関市動物愛護推進員」を委嘱している。

動物愛護推進員は、地域における犬猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する名の方々に、現在16名の方を委嘱している。来年度は20名～25名に増員予定である。

動物愛護推進員の活動は、以下のとおり

- ①犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ②住民に対し、その求めに応じて、犬猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- ③猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- ④犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は本市が行う施策に必要な協力をすること。

(3) 下関市における犬猫処分の推移

「動物管理統計（表2）」のとおり

5 おわりに

「動物の致死処分ゼロを目指して」下関市は動物愛護の市（まち）として、行政、獣医師会、動物愛護団体、さらには下関市動物愛護推進協議会、動物愛護推進員が一致して、日夜その努力を続けている。特に動物愛護推進員のボランティア活動の熱心さには頭が下がる。稿を終えるにあたって、その労をねぎらい心から感謝を申し

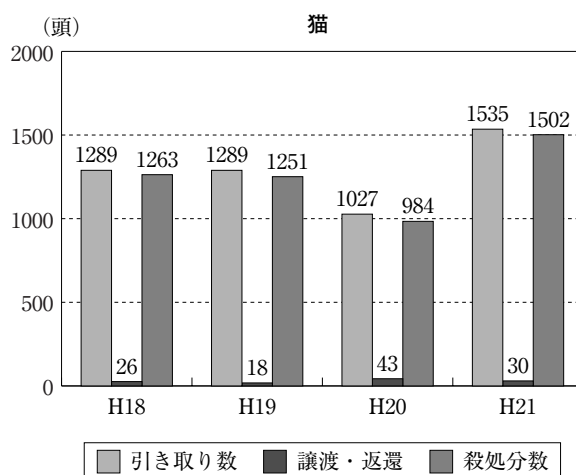
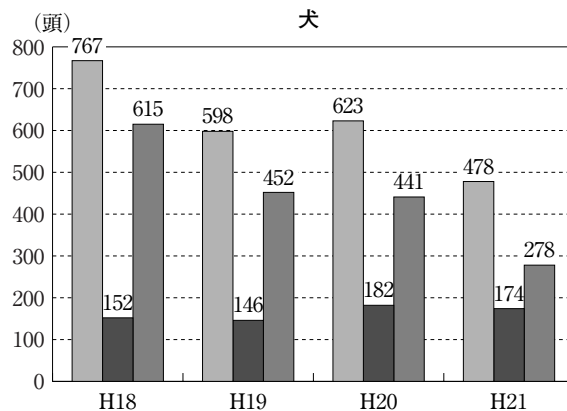


表2 犬猫の管理統計（グラフ）

- ・集合注射を施設外で実施
狂犬病予防注射の集合注射を獣医師会の協力で、毎年4月～5月に市内全域で実施。市内の登録犬数約1万6千頭の内、集合注射約7千頭、個人注射は約5千頭。
- ・犬猫の避妊手術助成：1件4,000円

上げたい。

地元獣医師会等関係団体は、常時、動物愛護活動や獣医療、関係協議会を通じて情報の共有と体験発表、意見の交換に心がけ努力を続けている。

これからは、その活動の拡大と後継者の養成が大切な任務であると思う。

最後に本稿執筆にあたり、ご協力をいただいた下関市動物愛護管理センター藤永眞善美センター長に御礼を申し上げたい。

【略歴】

- 1952年 山口獣医畜産専門学校（現山口大学獣医学科）卒業
- 1953年 山縣獣医科病院開設開業、今日に至る
- 1970年 日本小動物獣医師会（当時全小協）設立発起人として参加し、理事、常任理事、獣医事部長、副会長を歴任、現在理事
- 1975年 山口大学医学部歯科口腔外科特別研究員（在籍5年）
- 1979年 麻布獣医科大学大学院（在籍3年）において獣医学博士を取得
- 2001年 社団法人日本獣医師会理事（1期）
- 2009年 下関市動物愛護推進協議会長、現在に至る